

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>原告は平成29年(2017年)1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが(甲1)、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である(甲2)。</p> <p>ムチン(mucin)とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>初動の段階で、中西さんの職場(財務省主計局所管で、虎の門病院を本院とする国家公務員共済組合連合会の水府病院)に対する襲撃事件が3件勃発した。うち1件が外食チェーンの(株)大戸屋によるものであった。中西さんが原告と共に水戸内原イオンの同店舗を訪れた際、「ばくだん丼」のメニューに誤情報を確認した。そこで、その日のうちに公式サイトフォームメールで情報提供をしたが、大戸屋から中西さんの職場に「間違いではない、営業妨害だ。謝罪しろ。」との趣旨の抗議のメールが送りつけられ、電話もかかってきた。中西さんは半年後、看護部長としての2年半の任期を残して退職を余儀なくさせられた。そのため、原告は、訂正の重点を飲食業界に移した。「大戸屋事件」も影響して、同業他社の(株)すき家や(株)松屋フーズは原告の申し入れに従った(甲3)。しかし、被告だけ違っていた(甲4)。ネバネバ食材の効果・効能が今回の誤情報に由来することを知りながら、今年はタレントの藤田ニコルさんを起用し、「夏バテ対策にはとろろがばっちり…」とうそぶくCMを流し(甲5)、訂正業務を妨害し続けている。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1: 「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2: 看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3: 松屋フーズからのメール(2018年3月20日) 甲4: 『毎日新聞』の記事(2015年7月22日) 甲5: ユーチューブ「【CM】吉野家 牛皿麦とろ御膳」(2022年6月19日)</p>